

### 3 高齢者虐待防止の推進（R6.3.31まで経過措置期間）

- ◆ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること
- ◆ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者にその結果の周知徹底を図ること
  - ・管理者を含む幅広い職種で構成し、虐待防止の専門家を委員として採用することが望ましい。
  - ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること
  - ・定期的に開催すること
  - ・虐待の事案については、その性質上、全てが従業者に共有されるべき情報とは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること
  - ・虐待防止検討委員会は、事業所内で他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能
  - ・他のサービス事業者との連携により行うことも可能
  - ・虐待防止検討委員会で検討した結果を従業者に周知徹底すること

・担当者を定めただうえで、委員は管理者及び虐待防止の専門家を含めた幅広い職種で構成し、定期的な開催と、その結果について従業者への周知徹底を図ってください。

・委員会は他のサービス事業者と連携して行うことや、事業所内で他の会議体を設置している場合は一体的に運営することも可能なので、各事業所の組織形態に合わせた対応をしてください。

### 3 高齢者虐待防止の推進（R6.3.31まで経過措置期間）

- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ・指針に基づいた研修プログラムを作成すること
  - ・定期的実施し、新規採用時には必ず個別に研修を行うこと
  - ・研修の実施内容について記録すること
- ④ 上記①から③の措置を適切に実施するための担当者を設置する。
  - ・上記の委員会・指針・研修の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くことが必要である。
  - なお、担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者であることが望ましい。

・研修は年1回以上（施設系サービスは年2回以上）実施し、その実施内容を必ず記録してください。

※開催時期については、各サービスで異なるため、条例を確認してください。

・高齢者虐待防止については、運営規程及び重要事項説明書に必ず記載が必要です。いずれも下記の【記載例】を基に記載してください。

※重要事項説明書は、文末を「です・ます調」に修正してください。

#### 【記載例】

（虐待防止に関する事項）

第〇条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。